

○君津市防災会議条例

昭和46年3月31日

条例第23号

改正 昭和46年9月1日条例第74号

昭和47年3月31日条例第27号

昭和47年10月3日条例第49号

昭和53年9月28日条例第38号

昭和60年3月30日条例第13号

平成12年3月31日条例第13号

平成24年12月28日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき君津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 君津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

- (4) 千葉県警察の職員のうちから市長が任命するもの
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が防災上必要と認めて任命する者

6 前項の委員の定数は38人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

2 君津町防災会議条例（昭和37年君津町条例第37号）は廃止する。

附 則（昭和46年9月1日条例第74号）

この条例は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日条例第27号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月3日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月28日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年 3 月 3 0 日条例第 1 3 号）

この条例は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 1 日条例第 1 3 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日条例第 3 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。